

学生・西区連携まちづくり活動助成に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、神戸市西区に立地する大学・高専の学生との協働により、神戸市西区の地域課題の解決や地域の魅力向上を目的として実施するまちづくり活動に要する経費の一部または全部を助成することに関し、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）の定めがあるもののほか、当該助成金について必要な事項を定める。

（助成対象団体・活動）

第2条 助成の対象となる団体及び活動は、前条に掲げる目的を達成するもので、次の各号の区分に応じて別表に定める要件に適合しなければならない。

- (1) 一般連携事業
- (2) 小学校継続連携事業

（助成対象経費等）

第3条 前条の事業における、助成対象期間、助成対象経費、助成金の額等は、別表に定めるとおりとする。

（助成金申請の手続き）

第4条 助成を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、助成金交付申請書（様式第1号）、活動計画書（様式第2号）、収支計画書（様式第3号）に必要書類を添付し、別に定める募集期間に、区長に申請するものとする。

（審査委員会）

第5条 区長は、申請された活動の内容を審査するため、複数の委員からなる審査委員会を設置するものとする。

- 2 審査委員会は、申請書類により活動の内容を審査する。
- 3 審査委員会は、前項の審査に際し、必要に応じて、申請団体の説明を求めることができる。
- 4 審査委員会は、活動の公益性・計画性（実現可能性）・新規性（先駆性）・効果などを総合的に考慮して審査し、助成の採否・助成金額についての意見を区長に報告する。

（助成の決定）

第6条 区長は、審査会の意見を参考に、助成の採否・助成の予定金額を決定し、申請団体に対し、助成金交付予定額通知書（様式第4号）または助成金不採択通知書（様式第5号）により通知する。

(活動の変更等)

第7条 助成の採択を受けた団体(以下「活動団体」という。)は、前条に定める助成金交付予定額通知書の受領後、申請した活動計画書に変更がある場合は、あらかじめ区長に変更届(様式第6号)を届け出るものとする。ただし、軽微な変更該当すると区長が判断する場合においては、この限りでない。

2 活動団体は助成対象活動を中止する場合は、助成金交付申請取下書(様式第7号)を区長に提出しなければならない。

(活動報告書の提出)

第8条 活動団体は、活動終了後、別に定める期限までに、活動報告書(様式第8号)、収支報告書(様式第9号)、その他関係書類を提出しなければならない。

(助成金交付額の決定及び請求)

第9条 区長は、前条の活動報告書等を審査のうえ、助成する金額を確定し、助成金交付額決定通知書(様式第10号)により、活動団体に通知する。

2 活動団体は助成金交付額決定通知書を受領後、助成金交付請求書(様式第11号)に必要書類を添えて区長に提出するものとし、区長は受領後すみやかに助成金を支払うものとする。

3 活動の実施が前条並びに本条第1項及び前項によりがたいと区長が特に認める場合は、活動終了前に助成予定額の一部を支払うことができるものとする。

(活動の調査・評価等)

第10条 区長は、必要と認めるときは、活動団体に対して当該活動の関係資料の提出を求め、または必要な調査を行うことができる。

2 区長は、活動団体に対して、当該活動の終了後、活動の効果または実績のヒアリングを行うことができる。

3 区長は、第1項及び前項の調査等により不適当な事項を発見した場合には、必要な是正措置を求めることができる。

(助成金の取り消し・返還)

第11条 区長は、助成金の交付または助成金交付予定額通知もしくは助成金交付額決定通知を受けた活動団体が、次のいずれかに該当する場合、交付決定の全部または一部を取り消し、既に交付のあった助成金の全部または一部の返還を命じることができる。

(1) 助成金の申請に関して、虚偽または不正の事実があるとき

(2) 助成金を助成対象活動以外に使用したとき

(3) 助成金交付の条件その他この要綱の規定に違反したとき

(4) 前条の調査等または措置要求に従わないとき

(5) その他区長が助成金を交付するに不適当だと認めたとき

2 区長が交付決定の全部または一部を取り消した場合に、当該取り消しに係る部分につ

いて、既に助成金が交付されている場合にあつては、活動団体はその交付額のうち過払額を区長の指定する納入方法により返還しなければならない。

(帳簿、書類の備付け)

第12条 活動団体は、当該助成活動に係る収入および支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ収入および支出についての証拠書類を整理し、当該助成活動が完了した年度の翌年度から3年間保存しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成に関して必要な事項は区長が定める。

(施行細目の委任)

第14条 この要綱の施行に関して必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月8日より施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

別表(第2条、第3条関係)

区分	一般連携事業(第2条第1項第1号)	小学校継続連携事業(第2条第1項第2号)
助成対象団体	神戸市西区に立地する大学・高専の学生(関係者を含む。)で構成され、活動を企画・立案・実施する団体・組織。	神戸市西区と連携協力に関する協定を締結する大学のうち、神戸市西区内の小学校と連携協力に関する協定を締結する大学の学生、教員および職員(これらの関係者を含む。)で構成され、活動を企画・立案・実施する団体・組織。
助成対象活動	区が提示するテーマに沿って取り組む活動で、かつ、次に掲げる要件に適合する活動 (1) 地域住民の理解と協力が得られる活動であること。	次に掲げる要件に適合する活動 (1) 継続的に行う計画がある活動であり、同一小学校での活動開始後3年以内の初動期のものであること。

	<p>(2) 営利を主目的とした活動でないこと。</p> <p>(3) 宗教的活動または政治的活動でないこと。</p> <p>(4) 神戸市のマスタープラン等の計画に反するものでないこと。</p> <p>(5) 法令，公序良俗に反しないこと。</p> <p>(6) 神戸市から他の補助または助成を受けていないこと。</p>	<p>(2) 地域住民の理解と協力が得られる活動であること。</p> <p>(3) 営利を主目的とした活動でないこと。</p> <p>(4) 宗教的活動または政治的活動でないこと。</p> <p>(5) 神戸市のマスタープラン等の計画に反するものでないこと。</p> <p>(6) 法令，公序良俗に反しないこと。</p> <p>(7) 神戸市から他の補助または助成を受けていないこと。</p>
助成対象期間	当該年度の4月1日から2月末日までとする。なお，交付決定前に実施した事業についても助成対象に含める。	同左
助成対象経費	<p>当該活動に要する直接経費とし，次の各号に掲げるものは助成の対象から除く。</p> <p>(1) 食料費，打ち上げ，レセプション，光熱水費等にかかるもの</p> <p>(2) 領収書がない等用途が不明なもの</p> <p>(3) その他区長が適当と認めないもの</p>	同左
助成金の額	予算の範囲内で150,000円を上限として経費の一部または全部を助成する。	予算の範囲内で100,000円を上限として経費の一部または全部を助成する。